

串本福祉会は子育てサポート企業認定を目指します！

〈次世代育成支援対策推進法〉 社会福祉法人串本福祉会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1.計画期間 平成29年5月3日～平成32年4月30日の3年間

2.内容

目標1 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

〈対策〉 平成30年度中 就業規則(育児休業に関する規定含む)の閲覧促進と、対象職員に対して人事部による面接相談機会を設ける

目標2 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できるようにし、かつ有給とする

〈対策〉 平成30年度中 就業規則(育児休業に関する規定含む)の閲覧促進と周知の徹底

目標3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

〈対策〉 平成29年度～ 大学、専門学校、高等学校、特別支援学校等との連携を蜜にし、学生、生徒の就業体験機会を提供する。